

雲南市告示第21号

雲南市民バス運行管理等の業務を受託する事業者を募集するので、下記のとおり公告する。

令和8年1月20日

雲南市長 石 飛 厚 志



記

雲南市民バス運行管理等業務委託の募集要綱

1. 趣 旨

雲南市では、市民バス運行に係る住民サービスの向上と経費の縮減等を図るため、雲南市民バス運行管理等の業務を受託する事業者を募集します。

2. 概 要

業務委託する内容は、次のとおりです。

- (1) 施設名称 雲南市民バス
- (2) 施設位置 雲南市大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町地内及び松江市
- (3) 委託業務 ①大東・加茂地域、②木次・三刀屋地域、③吉田地域、④広域
- (4) 業務内容 「雲南市民バス運行管理等業務委託仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- (6) 委託経費 縦覧に供する「雲南市民バス運行管理等業務委託仕様書」による見積り

3. 仕様書の変更

令和9年3月31日までに、運行ダイヤの変更などにより仕様書を変更する必要がある場合は、次のとおりする。

- (1) 仕様書の変更を行う場合
 - ①運行ダイヤを変更する場合
 - ②運行ルートを変更する場合
 - ③運行便数を変更する場合
 - ④運行日を変更する場合
 - ⑤運行車両を変更する場合
 - ⑥その他特に仕様書を変更する必要がある場合
- (2) 委託金額の変更方法
提出された業務委託費見積書の金額を予定価格で除した係数に、市で算出する変更後の委託設計金額を乗じた金額に消費税を加えた金額を変更後の委託費とする。

4. 応募資格

- ①次の要件の全てを満たす法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であること。
 - (1) 市内に事業所のある団体であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定（入札参加の制限規定）に該当しないこと。
 - (3) 雲南市から「雲南市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を含む公租公課を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - (7) 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - (8) 業務委託できるとみなしたときに、地方自治法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定（議員、首長、委員会委員又は委員の兼業禁止規定）に抵触することとなる団体でないこと。
 - (9) 業務の全て又は一部を第三者に再委託しない団体であること。（再委託の禁止）
- ②次の要件を満たす者も応募資格を有するものとする。
- (1) ①の(1)から(9)の全ての要件を満たす法人又は団体で構成する特別共同企業体
 - (2) 特別共同企業体における各構成員の出資比率は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。4社以上の場合は、別に定める。

5. 応募方法

応募しようとする団体は、以下の書類を市に1部提出して下さい。

- (1) 応募申請書（別紙様式1）
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書）
- (4) 申請の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- (5) 団体の定款、規約等（法人以外の団体にあっては、これらに類するもの）
- (6) 業務委託費見積書（税抜金額）
- (7) 運行業務等ヒアリング表（別紙様式2）及び同表の記入にあたり必要な書類
- (8) 運行管理規程（別紙参考様式を参考に作成した規程）
- (9) 応募資格を満たし、かつ、応募内容に偽りのないことを宣誓する書類（別紙様式3）
- (10) 運行管理に携わる者の住所・氏名・年齢・所有する資格を明らかにした書類
- (11) 特別共同企業体として応募する法人等は、上記（別紙様式1を除く）に加え以下に定める書類
 - ①特別共同企業体応募申請書（別紙様式4）
 - ②特別共同企業体協定書（別紙様式5）
 - ③委任状（別紙様式6）
- (12) その他、市が審査に必要と判断し、提出を求める書類

6. 応募に係る書類配布

応募に係る書類は、雲南市ホームページから入手するものとします。

- (1) 雲南市民バス運行管理等業務委託の募集要項
- (2) 雲南市民バス運行管理等業務委託仕様書（各地域共通）
- (3) 雲南市民バス運行管理等業務委託仕様書（各地域別）
- (4) 雲南市民バス運行管理等業務委託審査会要綱
- (5) 応募申請書（別紙様式1）
- (6) 運行業務等ヒアリング表（別紙様式2）
- (7) 応募資格を満たし、かつ、応募内容に偽りのないことを宣誓する書類（別紙様式3）
- (8) 特別共同企業体応募申請書（別紙様式4）
- (9) 特別共同企業体協定書（別紙様式5）
- (10) 委任状（別紙様式6）

7. 質問事項の受付

募集要項及び委託業務の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年1月20日（火）から令和8年1月30日（金）まで
- (2) 受付方法 表題に「雲南市民バス運行管理等の業務委託質問票」と明記した A4版の文書にし、団体名を明記の上、FAX、電子メール、郵送又は持参の方法で提出して下さい。
※口頭による質問は、受け付けません。
- (3) 回 答 質問内容及び回答は、その都度、雲南市ホームページに掲載します。尚、最終回答日は令和8年2月2日（月）とします。

8. 業務説明会の開催

次のとおり説明会を開催します。尚、説明会に参加しなくても応募することはできます。

- (1) 日 時 令和8年1月22日（木） 10時30分から
- (2) 会 場 雲南市役所2階203会議室

9. 応募書類提出先及び提出期間

- (1) 提出先 雲南市 政策企画部 うなん暮らし推進課 交通政策室
(市役所本庁舎3階)
〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1
電話 0854-40-1014 FAX0854-40-1029
- (2) 提出期間 令和8年2月3日（火）から令和8年2月12日（木）までの日（市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時まで必着とします。
※電子メール、FAXでの提出は認めません。

10. 応募者ヒアリングの実施

次のとおり応募者に対するヒアリングを実施します。

- (1) 日 時 令和8年2月18日（水） 9時00分から
- (2) 会 場 雲南市役所5階全員協議会室
- (3) 内 容 運行業務等ヒアリング表の内容等に関するヒアリング

11. 事業者決定方法

令和8年2月中旬に「雲南市民バス運行管理等業務委託審査会」を開催し、応募書類等に基づき、応募資格、業務委託費及び業務遂行等に関して総合的な審査、選定を行い決定します。

12. 応募に要する経費

応募に要する経費はすべて応募者の負担とします。

13. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- (1) 応募資格を満たさない団体
- (2) 応募申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 審査結果に影響を与えるよう虚偽の内容を記載若しくは口述した場合
- (5) この要項に定める手続き以外の方法により、事務局または関係者と直接、間接を問わず、連絡若しくは情報の提供を求める行為があった場合

- (6) 道路運送法施行規則第51条の17第2項に規定する運行管理の責任者が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで配置できない場合
- (7) 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理者の責任者（整備管理者）が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで配置できない場合
- (8) 道路運送法施行規則第51条の16第1項に規定するバス運転者が令和8年4月1日から令和9年3月31日まで配置できない場合。但し、同条第1項第1号に規定する「国土交通大臣が認定する講習を修了していること」については、令和8年9月30日までに修了すれば失格としない。
- (9) その他、適正な審査を妨害する行為等があった場合

14. 選定結果の通知

結果については、各応募者に文書で通知します。

15. 無効又は失格の通知

無効又は失格となった場合は、その理由を該当者に文書で通知します。

16. 選定結果の公表

選定結果については、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を公表するものとします。公表にあたっては、雲南市建設工事入札結果等閲覧規定を準用します。

- (1) 業務名
- (2) 所管部局又は課名
- (3) 応募総数及び選定数
- (4) 契約の相手方の氏名
- (5) その他必要な事項

17. その他

- (1) 提出された応募書類は、返却しません。
- (2) 市が必要と認めたときは、追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 提出された応募書類は、必要に応じ複写します（使用は業務委託審査会での審査に限ります。）。
- (4) 提出された応募書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

18. 問合せ先

雲南市役所 政策企画部 うんなん暮らし推進課 交通政策室 交通政策グループ

電話0854-40-1014 FAX0854-40-1029

E-mail koutsuseisaku@city.unnan.shimane.jp